

湧別町公共施設等総合管理計画及び湧別町公共施設再配置実行計画  
策定業務委託仕様書

1. 業務名

湧別町公共施設等総合管理計画及び湧別町公共施設再配置実行計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

湧別町（以下「当町」という。）が所有する全ての公共施設の総合的かつ計画的な管理を円滑に推進するため、「湧別町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）及び「湧別町公共施設再配置実行計画」（以下、「再配置実行計画」という。）を策定しているが、令和8年度に計画期間が終了することとなる。

今後においても、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を長期的視点により計画的に行う必要があり、住民の安全な施設利用を確保し、住民の求める機能を兼ね備えた施設としていくためには、公共施設全体での施設・サービスのあり方を引続き検討していく必要があることから、「総合管理計画」及び「再配置実行計画」の策定を行うものである。

4. 業務内容

(1) 業務実施計画書の提出

業務の実施にあたり、実施方針、実施方法、実施体制及びスケジュール等について当町と協議を行い、業務実施計画書を策定して提出する。なお、協議にあたっては、当町と受注者の役割分担、策定手順等について提案を行うものとする。

(2) 総合管理計画

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日付）及び社会情勢等の変化を踏まえ、総合管理計画を策定する。

具体的な作業項目は下記のとおりとする。

①公共施設等の現況と将来の見通し

当町が所有している公共施設の保有状況等を調査し、現状の分析を実施する。また、当町の現況に関わる基礎的なデータを収集・整理し反

映させる。

②公共施設等の修繕、更新等に係る将来の費用の見通し

公共施設の保有状況等を踏まえ、将来必要となる維持管理、修繕、更新の中長期的な経費の推計を行う。個別施設計画が策定済みの施設については、各個別施設計画の推計結果を採用する。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

現行の総合管理計画に基づき、基本方針に修正すべき変更内容を反映させる。

④施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

現行の総合管理計画に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に修正すべき変更内容を反映させる。

⑤総合管理計画素案の作成

上記①～④を踏まえ、現行の総合管理計画に対し修正が必要な事項を反映し、計画素案を作成する。

⑥総合管理計画作成

上記における検討及び庁内関係課などからの意見を踏まえ、町との協議の上で総合管理計画の最終案を作成する。

(3) 再配置実行計画

第1期再配置実行計画を踏まえ、当町が所有している公共施設を整理し、第2期再配置実行計画を策定する。

具体的な作業項目は下記のとおりとする。

①計画策定にあたっての基本方針

第1期再配置実行計画に基づき、基本方針に修正すべき変更内容を反映させる。なお、施設ごとの個別方針について、施設所管課へヒアリングを行い、各施設が抱える課題を整理する。

②施設分野別実行計画

集約化・複合化・長寿命化・廃止等の基準を提案し、その基準を導き出すための要件や根拠を示し、各施設の効果、課題、費用等を整理するとともに、将来更新費用の推計を行う。

③再配置実行計画素案の作成

上記①～②を踏まえ、現行の再配置実行計画に対し修正が必要な事項を反映し、計画素案を作成する。

④再配置実行計画作成

上記における検討及び庁内関係課などからの意見を踏まえ、当町との協議の上で再配置実行計画の最終案を作成する。

## 5. 成果品

本業務における主な成果品は以下のとおりとする。納入にあたっては電子媒体（DVD-R等）を1部納入すること。なお、電子データについては、PDF形式及びWord形式、Excel形式で納入すること。

- (1) 湧別町公共施設等総合管理計画 一式
- (2) 湧別町公共施設再配置実行計画 一式

## 6. その他

- (1) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は当町が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後は速やかに返却すること。
- (2) 本業務における成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当町が保有するものとする。
- (3) 本業務における成果品に含まれる受注者または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 本業務において当町側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (5) 業務完了後に受託事業者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足などの措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とすること。
- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。
- (7) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度当町と協議を行い決定すること。